

議会議案第1号

奈良市議会基本条例の一部改正について

奈良市議会基本条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年3月25日提出

提出者

奈良市議会議員 森 一 成

賛成者

奈良市議会議員 太 田 晃 司

同 道 端 孝 治

同 九 里 雄 二

同 階 戸 幸 一

同 鍵 田 美 智 子

同 山 本 奕 宥

同 東 久 保 耕 也

同 伊 藤 剛

同 内 藤 智 司

同 井 上 昌 弘

同 松 岡 克 彦

奈良市議会基本条例の一部を改正する条例

奈良市議会基本条例（平成25年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民」を「、市民」に改める。

第3条第1号中「請願その他の案件」を「議会の議決に付される全ての事件」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「議会の運営体制の確立を図るため、」を削り、同号を同条第5号とする。

第7条第1項中「事務の」を「事務に関する」に、「設置目的」を「機能」に、「発揮されるよう活動を行う」を「果たされるよう努める」に改め、同条第2項中「常任委員会」の次に「（予算決算委員会を除く。）及び議会運営委員会」を加える。

第10条第1項中「公平性及び透明性を確保するとともに、開かれた」を「公正かつ公平で透明な」に改め、同条第2項中「日程、議題等」を「日程等」に改め、同条第3項中「傍聴人等」を「傍聴人」に改める。

第11条第1項中「、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより」を削り、同条第3項を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議会は、議会広報紙の編集発行その他の広報及び広聴について必要な事項を協議するため、広報広聴委員会を置く。

第12条の見出し中「促進」の次に「・議会報告会」を加え、同条第3項中「以上」を削る。

第13条中「対応するとともに、議案等に対する議員の賛否を公表する等、議会が保有する情報の積極的な提供に努め」を「対応し」に改める。

第14条を次のように改める。

（請願及び陳情）

第14条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として取り扱うことができる。

2 請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聞く機会を設けることができる。

第16条第1項中「対面による」を削り、同条第2項中「反問」を「趣旨を

確認」に改める。

第17条第1項を次のように改める。

議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

第17条第2項中「が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し」を「の効果及び成果について評価し」に改め、同条第3項を削る。

第21条第1項中「議長と協議の上、」を削る。

第24条中「の効果」を削る。

第27条第2項中「、議会内での申し合わせ事項」を削る。

第29条中「、議員の活動を補佐し」及び「、議員の政策決定」を削る。

第31条第3項中「定数」の次に「に関して」を加える。

第32条第2項中「議員報酬」の次に「に関して」を加える。

第33条第1項中「会派又は議員」を「議員又は会派」に改め、同条第2項中「会派又は議員」を「議員又は会派」に、「執行するとともに、その使途の透明化を確保するため、これを公表する」を「執行し、市民に対して使途の説明責任を負う」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 議会は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

条例の規定と現実の運用とに一部整合のとれなかったもの、また他の条例と整合させる必要のあったものについて見直すとともに文言の整理を行う。

奈良市議会基本条例新旧対照表

現行	改正案
(基本理念)	(基本理念)
<p>第2条 議会は、市政において、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等の議事機関として、市民の多様な意思を的確に把握し、市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 議案、請願その他の案件 （以下「議案等」という。）の審議又は審査による政策決定を行うこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるよう努めるのこと。</p> <p>(6) 時代の要請にあつた議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。</p> <p>（委員会）</p>	<p>第2条 議会は、市政において、市長等その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等の議事機関として、市民の多様な意思を的確に把握し、市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 議案、議会の議決に付される全ての事件（以下「議案等」という。）の審議又は審査による政策決定を行うこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 時代の要請にあつた議会改革に継続的に取り組むこと。</p> <p>（委員会）</p> <p>第7条 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、議案等の審査、市政に関する課題の調査又はその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に發揮されるよう活動を行うものとする。</p> <p>2 常任委員会は、議会の閉会中においても各所管に属する事務に関する調査を行うよう努めるものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>（会議の公開等）</p>
	議会運営
	議会運営
	議会運営

現行	改正案
に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。	に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。
2 議会は、あらかじめ会議の日程、議題等を市民に周知するよう努めるものとする。	2 議会は、あらかじめ会議の日程等 を市民に周知するよう努めるものとする。
3 議会は、本会議及び委員会の傍聴人等に対して議案等の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。	3 議会は、本会議及び委員会の傍聴人 に対して議案等の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。
4 略 (広報及び広聴の充実)	4 略 (広報及び広聴の充実)
第11条 議会は、市民とともに歩み、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。	第11条 議会は、市民とともに歩み、市民に開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。
2 議会の広報及び広聴の内容、在り方等についてでは、常に検証し充実を図るものとする。	2 議会は、議会広報紙の編集発行その他の広報及び広聴について必要な事項を協議するため、広報広聴委員会を置く。
3 議会は、議会広報紙の編集発行その他の広報及び広聴に係る活動について必要な事項を協議するため、広報広聴委員会を置く。 (市民参画の促進 _____)	3 議会の広報及び広聴の内容、在り方等についてでは、常に検証し充実を図るものとする。 (市民参画の促進・議会報告会)
第12条 略	第12条 略 2 略 3 議会は、その説明責任を果たすため、少なくとも年に1回以上、議員全員の参加による議会報告会を開催するものとする。 (情報公開の推進)
2 略 3 議会は、その説明責任を果たすため、少なくとも年に1回以上、議員全員の参加による議会報告会を開催するものとする。	第13条 議会は、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)の規定による行政文書の開示請求に適切に対応するとともに、議案等に対する議員の賛否を公表する等、議会が保有する情報の積極的な提供に努めなければならない。 (請願及び陳情)
3 請願の審査に当たつて必要があると認めるとときは、その提出者の意見を聞く機会を設けるものとする。	第14条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、請願の審査に当たつて必要があると認めるとときは、その提出者の意見を聞く機会を設けるものとする。

現行	改正案
(会議における質疑応答)	
第16条 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は対面による一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。	2 請願の審査に当たつて必要があると認めるとときは、その提出者の意見を聴く機会を設けることができる。 (会議における質疑応答)
2 市長等及びその補助機関である職員は、議員の質疑又は質問に対する回答は委員長の許可を得て、その発言の論点及び争点を明確にするため、当該議員に対し反問することができる。 (政策等の監視及び評価等)	第16条 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は対面による一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。 2 市長等及びその補助機関である職員は、議員の質疑又は質問に対する回答は委員長の許可を得て、その発言の論点及び争点を明確にするため、当該議員に対し趣旨を確認することができる。 (政策等の監視及び評価等)
第17条 議会は、市長が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求める	第17条 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるとときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。
2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるとときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。	2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるとときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。
3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるとときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。	3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるとときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。 (議員の文書による質問)
第21条 議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、議長が別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることがある。	第21条 議員は、閉会中に市長等に対し、議長が別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることがある。 2・3 略 (学識経験者等の活用)
第24条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。	第24条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。 (議会改革の継続的な取組)
第27条 略	第27条 略

	現行	改正案
2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例、議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直すものとする。	議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例等を継続的に見直すものとする。	議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例等を継続的に見直すものとする。
3 略 (議会事務局の体制整備)	議会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるとともに、議員の政策決定、政策立案、政策提言等を支援するため、事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。 (議員の定数)	議会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるとともに、議員の政策決定、政策立案、政策提言等を支援するため、事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。 (議員の定数)
第31条 略	略	第31条 略
2 議員の定数_____は、別に条例の定めるところによる。 (議員報酬)	議員の定数_____は、別に条例の定めるところによる。 (議員報酬)	議員の定数_____は、別に条例の定めるところによる。 (議員報酬)
第32条 略 (政務活動費)	議員報酬_____は、別に条例の定めるところによる。 (政務活動費)	議員報酬_____は、別に条例の定めるところによる。 (政務活動費)
第33条 会派又は議員は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動及び政策提言等を行うものとする。	会派又は議員は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動及び政策提言等を行うものとする。	会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その使途の透明化を確保するため、これを公表するものとする。
2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その使途の透明化を確保するため、これを公表するものとする。	2 議員又は会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。	2 議員又は会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。
3 政務活動費については、別に条例で定めるところによる。	3 議会は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。	3 議会は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。
4 政務活動費については、別に条例で定めるところによる。	4 政務活動費については、別に条例で定めるところによる。	4 政務活動費については、別に条例で定めるところによる。